

介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換 2021/12/17現在

陳情内容		介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情				
No.	自治体名		議長名	採択●、趣旨採択○、不採択×、継続▲、	備考、その他	採択月日
1	秋田市	議長	鎌田 修悦	×		2021年12月12日
2	能代市	議長	後藤 健	●		2021年12月24日
3	横手市	議長	木村 清貴	●		2021年12月16日
4	大館市	議長	中村 弘美	▲		2021年12月9日
5	男鹿市	議長	吉田 清孝	●		2021年12月17日
6	湯沢市	議長	由利 昌司	▲		2021年12月17日
7	鹿角市	議長	田村 富男	○		2021年12月20日
8	由利本荘市	議長	鈴木 和夫	○		2021年12月20日
9	潟上市	議長	千田 正英	○		2021年12月22日
10	大仙市	議長	橋村 誠	○		2021年12月16日
11	北秋田市	議長	佐藤 吉次郎	●		2021年12月22日
12	にかほ市	議長	佐藤 文昭	●		2021年12月20日
13	仙北市	議長	佐藤 峯夫	●		2021年12月17日
14	小坂町	議長	小笠原 稔	●		2021年12月10日
15	上小阿仁村	議長	武石 善治	●		2021年12月9日
16	藤里町	議長	藤原 幸美	●		2021年12月21日
17	三種町	議長	児玉 信長	●		2021年12月10日
18	八峰町	議長	須藤 正人	●		2021年12月24日
19	五城目町	議長	小林 正志	●		2021年12月10日
20	八郎潟町	議長	三戸 留吉	●		2021年12月14日
21	井川町	議長	草階 広治	●		2021年12月14日
22	大潟村	議長	阿部 文夫	×		2021年12月14日
23	美郷町	議長	高橋 猛	●		2021年12月22日
24	羽後町	議長	藤原 要司	●		2021年12月16日
25	東成瀬村	議長	富田 義行	●		2021年12月17日
● 採択				17	68%	
○ 趣旨採択				4	16%	
▲ 継続審査				2	8%	
× 不採択				2	8%	
合計			採択率	25	100%	



介護をする人・受ける人がともに 大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書

コロナ禍、高齢者施設でのクラスターが続発し、介護現場では先が見通せない不安と緊張の日々が続いています。高齢者の命とくらしを守るために、感染防護具の供給や検査体制の拡充、感染が生じた事業所へのサポートなど政府による感染対策の強化が求められています。

政府は少子高齢化が進む中で、高齢分野への財政支出を増やすことなく、「制度の持続可能性」維持の責任を国民に押し付け、利用者の費用負担を増やしサービス削減を続けてきました。その結果、利用者・家族の介護・生活困難が拡大、介護離職は年間10万人のまま高止まりし、介護殺人も後をたちません。

地域での介護を支える介護事業所は、低く据え置かれてきた介護報酬のもとでの経営難にコロナ禍が直撃し、大幅な減収に直面しています。2021年4月に介護報酬を0.70%引き上げましたが、「焼け石に水」であり、感染対策（期間限定の+0.05%）としてもまったく不十分です。介護従事者の賃金は全産業平均と比べ月9万円も低いまま、何年勤めても賃金が上がらず、やりがいを感じながらも働き続けられず辞めていく職員は後をたちません。政府は見守り機器の導入などを条件に人員基準を緩和しましたが、機械に介護はできません。このままでは担い手がいなくなり、制度そのものが維持できなくなることが懸念されます。

政府は、2022年早々から審議される次の介護保険制度見直しにむけ、要介護1、2の生活援助やデイサービスを総合事業に移すことや、利用料負担の原則2割化、ケアプランの有料化などを検討課題として、さらなるサービス削減を進めようとしています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、社会を支える介護という仕事の重要性を浮き彫りにし、政府のこれまでの介護保険の見直しは、地域の介護基盤を大きく切り崩し、介護の担い手の処遇や社会的地位を低く留め置いてきたことを明らかにしました。これ以上の負担増・サービス削減はぜったいに許されません。施行後20年以上が経過した介護保険、「介護する人」「介護を受ける人」がともに大切にされる制度への抜本的転換が必要です。

以上の趣旨から、下記事項を実現してくださるよう地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

記

1. 安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
2. 介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善を行うこと。
3. すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、その財源は全額公費負担でまかなうこと。
4. 介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

令和3年12月17日

秋田県北秋田市議会議長 黒澤芳彦



衆議院議長 細田博之 様
参議院議長 山東昭子 様
内閣総理大臣 岸田文雄 様
財務大臣 鈴木俊一 様
厚生労働大臣 後藤茂之 様

これまでの調整会議の状況

- 12月 第1回地域医療構想調整会議
 (能代・山本、秋田周辺、由利本荘・にかほ、湯沢・雄勝)
- ・ 国による新たな病床機能の再編支援
 - ・ 病床削減に伴う給付金の給付

(病床削減を行う主な理由)

- ・ 地域の医療需要の減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、受診に係る行動変容により、患者減少が続いているため

単位：千円

	削減病床 (急性期)	単価	支給額 (予定)
能代厚生医療センター	63 ×	1,824 =	114,912
秋田厚生医療センター	48 ×	2,052 =	98,496
本荘第一病院	12 ×	2,052 =	24,624
細部眼科	5 ×	1,140 =	5,700
町立羽後病院	38 ×	1,596 =	60,648
※	17 ×	2,280 =	38,760
合計	183		343,140

(参考) 削減後の病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
329	0	281	48	0
429	6	373	50	0
142	0	102	40	0
4	0	4	0	0
113	0	58	55	0

※ 1日平均実働病床数以下まで削減する場合は、1日平均実働病床数以下の削減病床については2,280千円/床を交付

(協議結果)

書面にて各委員から意見を聴取した結果、5つの医療機関が実施する病床削減について、異議なしとの意見が多数

【主な意見】

- ・ 患者減少により病床を削減しても、入院の方には影響がないのであれば致し方ない
- ・ 医療圏内の人口推計の基、地域医療を支えるための病床削減であり同意する
- ・ 必要病床数とのギャップを解消するため、病床削減給付金の活用による適正化が必要
- ・ 地域で不足している高度急性期に対応できる体制整備をして欲しい
- ・ コロナ禍の中、従来の方針を見直すことなく、補助金による病床削減をする方向性に違和感がある
- ・ 公立・公的病院の再編は、単純な近隣病院との関係で押し進めるべきではない など

令和2年度の地域医療構想に関する事業の状況

◎医療介護総合基金を活用した事業（当初予算・補正予算額）

- 三次救急医療提供体制の強化のための設備整備
【大館市立総合の地域救命救急センターの整備に係る事業】
 - ・心臓カテーテル治療を含めたHCU機能の確保を図るための高度医療機器整備（CT機能付きX線循環器診断システム等）の支援
(205,040千円)

- 地域医療構想の推進に係る施設整備
【金病院の建替支援事業】
 - ・新たに有床診療所の建築への支援（51,690千円）

- 循環器医療提供体制の機能分化・連携に係る設備整備
【市立秋田総合が実施する不整脈治療の整備に係る事業】
 - ・アブレーション治療に必要な機器整備への支援（71,497千円）

令和3年度の地域医療構想に関する事業の状況

◎医療介護総合基金を活用した事業（当初予算額）

○三次救急医療提供体制の強化のための設備整備

【大館市立総合の地域救命救急センターの整備に係る事業】

- ・心臓カテーテル治療を含めたHCU機能の確保を図るため
の高度医療機器整備（CT装置、人工呼吸器等）への支援
（101,566千円）

○地域医療構想の推進に係る施設整備

【金病院の建替支援事業】

- ・新たに有床診療所の建築への支援（34,460千円）
- ・旧病院の解体への支援（25,426千円）

※引き続き、病院の建替等の案件に応じて支援する

今年度の地域医療構想調整会議の予定

【方針】

国で検討している地域医療構想の進め方の状況を見ながら、各構想区域毎を原則としつつ、開催することとする。

【議題】

- 医療法の一部改正について、医師の時間外労働規制の制度、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保（次期第8次医療計画から）等に係る意見聴取
- 県北での地域救命救急センターの整備や、病院の建替に係る新たな医療機能に関する協議など、地域特性に応じた協議
- 単独支援給付金（旧名称：病床削減給付金）の支給を受けようとする医療機関について、病床削減に係る再編計画に関する協議
- その他、医療介護基金を活用に関する協議

二次医療圏の状況について

医務薬事課

1 病院における入院・外来患者数の推移 【俱全体】

【概要】

人口減少下における地域の減少と、新型コロナウイルスの感染拡大による患者の受診行動に与えた影響との関係性を把握するため、平成30年から令和2年までの3年間における、各病棟の病床数及び入院・外来患者数の推移をまとめた。

○入院患者数（年間）

全入院患者数の推移は、

平成30年：4,321,491人 ― 令和元年：4,298,973人 と、▲92,518人（▲2.1%）減少している。

令和2年3月：1,328,974人 ― 令和2年5月：1,402,876人 と、▲73,902人（▲5.5%）減少している。

うち、一般病棟の入院患者数は、

平成30年：2,393,882人 ― 令和元年：2,312,880人 と、▲81,002人（▲3.4%）減少している。

令和2年3月：732,880人 ― 令和2年5月：771,138人 と、▲38,258人（▲5.2%）減少している。

○外来患者数（年間）

外来患者数の推移は、

平成30年：4,666,046人 ― 令和元年：4,470,060人 と、▲195,986人（▲4.2%）減少している。

令和2年3月：1,470,069人 ― 令和2年5月：1,592,867人 と、▲122,798人（▲8.4%）減少している。

○入院患者数（月別）

緊急事態宣言（4/16～5/14）前後の、一般病棟における入院患者数の増減は、

令和2年3月：1,689,707人 ― 4月：1,733,058人 と、▲43,351人（▲2.6%）減少している。

令和2年4月：1,733,058人 ― 5月：1,688,481人 と、▲44,577人（▲2.6%）減少している。

令和2年5月：1,688,481人 ― 6月：1,733,919人 と、▲45,438人（▲2.7%）増加している。

○外来患者数（月別）

緊急事態宣言（4/16～5/14）前後の、外来患者数の増減は、

令和2年3月：3,989,879人 ― 4月：4,058,237人 と、▲68,358人（▲1.7%）減少している。

令和2年4月：4,058,237人 ― 5月：3,990,592人 と、▲67,645人（▲1.7%）減少している。

令和2年5月：3,990,592人 ― 6月：4,052,511人 と、▲61,919人（▲1.5%）増加している。

表1 平成30年（病床数、入院・外来患者数）

	一般病棟			療養病棟			外来		
	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均
大宮・産科	1,651	491,126	1,346	848	217,099	595	489	179,209	400
北秋田	484	106,922	283	224	49,141	155	46	13,458	37
能代・山本	1,354	378,966	1,038	724	196,406	538	356	114,301	313
秋田南迎	6,110	1,876,744	5,142	3,289	942,663	2,563	925	365,776	839
秋田北迎	1,815	507,925	1,390	1,391	373,357	1,023	50	16,872	46
大館・雄北	1,466	440,767	1,208	773	232,058	636	203	67,812	186
横手	1,285	359,832	985	905	241,557	662	50	16,573	45
湯沢・雄勝	704	159,921	438	476	101,471	278	54	8,974	25
合計	14,839	4,321,497	11,840	8,640	2,353,892	6,446	2,155	719,973	1,970

表2 令和2年（病床数、入院・外来患者数）

大宮・産科	1,641	465,912	1,277	77.9%	848	201,979	553	65.3%	459	164,687	451	98.3%	551,239	2,268
北秋田	484	107,845	295	63.6%	224	47,749	155	68.0%	48	14,192	39	81.0%	128,154	527
能代・山本	1,245	339,227	979	74.6%	724	193,682	531	73.3%	247	79,100	217	87.7%	390,180	1,564
秋田南迎	6,049	1,868,725	5,120	84.1%	3,285	938,743	2,666	78.1%	924	307,954	844	91.3%	1,715,564	7,307
秋田北迎	1,794	504,465	1,362	77.0%	1,391	376,625	1,021	73.4%	50	17,056	47	93.4%	527,769	2,172
大館・雄北	1,456	439,111	1,203	82.6%	773	234,225	642	83.0%	203	68,151	187	92.0%	407,975	1,679
横手	1,281	350,746	967	76.2%	905	237,969	638	70.5%	50	16,208	44	68.8%	480,892	1,978
湯沢・雄勝	704	152,942	419	59.5%	476	93,028	255	53.6%	54	11,527	32	58.5%	218,507	899
合計	14,654	4,228,973	11,566	79.1%	8,626	2,312,900	6,337	73.5%	2,036	678,893	1,860	91.4%	4,470,059	18,395

表3 令和2年（病床数、入院・外来患者数）

大宮・産科	1,507	399,106	1,043	72.6%	848	177,629	487	57.4%	325	123,871	339	104.4%	519,559	2,138
北秋田	484	107,989	296	63.8%	224	46,665	155	69.0%	48	14,634	40	83.5%	120,305	495
能代・山本	1,238	326,832	896	72.4%	717	181,713	497	69.2%	247	78,864	216	87.5%	359,354	1,478
秋田南迎	6,042	1,812,189	4,965	82.2%	3,246	890,612	2,440	75.2%	924	302,759	830	89.8%	1,634,797	6,729
秋田北迎	1,787	478,340	1,311	73.4%	1,391	351,342	963	69.2%	50	14,922	41	82.0%	483,847	2,016
大館・雄北	1,456	436,089	1,195	82.1%	773	233,275	639	82.7%	203	67,419	185	91.0%	387,706	1,595
横手	1,227	325,014	890	72.5%	883	214,178	587	66.5%	50	15,190	42	83.2%	444,152	1,929
湯沢・雄勝	649	139,296	382	58.9%	420	79,287	217	51.7%	55	13,320	37	66.4%	197,342	812
合計	14,370	4,024,875	11,027	76.7%	8,502	2,174,138	6,451	70.1%	1,992	631,018	1,729	90.9%	4,152,982	17,080

出典：病院報告（医療事務課）

1 病院における入院・外来患者数の推移 【地域別】

表4 平成30年→令和元年（病床数、入院・外来延べ患者数の増減率）

	一般+療養+結核+感染症+精神			一般病床			療養病床			外来		
	病床数	入院患者数	病床利用率	病床数	入院患者数	病床利用率	病床数	入院患者数	病床利用率	病床数	入院患者数	病床利用率
大館・鹿角	-0.6%	-5.1%	-3.7%	0.0%	-7.0%	-4.9%	-2.1%	-6.0%	-4.0%	-2.6%	-2.6%	-2.6%
北秋田	0.0%	1.0%	0.4%	0.0%	-2.8%	0.0%	0.0%	5.5%	4.2%	-1.4%	-1.4%	-1.4%
能代・山本	-8.1%	-10.5%	-2.0%	0.0%	-1.4%	-1.0%	-30.6%	-30.8%	-0.2%	-4.3%	-4.3%	-4.3%
秋田周辺	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.2%	-0.1%	0.7%	0.7%	-1.5%	-1.5%	-1.5%
秋田周辺 <small>（秋田県内）</small>	-1.2%	-0.6%	0.5%	0.0%	-0.2%	-0.2%	0.0%	1.1%	1.0%	-2.7%	-2.7%	-2.7%
大仙・仙北	0.0%	-0.4%	-0.3%	0.0%	0.9%	0.8%	0.0%	0.5%	0.4%	-2.6%	-2.6%	-2.6%
横手	-1.0%	-2.5%	-0.4%	0.0%	-3.6%	-2.6%	0.0%	-2.2%	-2.0%	-2.7%	-2.7%	-2.7%
湯沢・雄勝	0.0%	-4.4%	-2.7%	0.0%	-8.3%	-4.9%	0.0%	28.4%	13.0%	-6.8%	-6.8%	-6.8%
合計	-1.2%	-2.1%	-0.7%	-0.2%	-1.7%	-1.2%	-5.6%	-5.6%	0.0%	-2.5%	-2.5%	-2.5%

表5 令和元年→令和2年（病床数、入院・外来延べ患者数の増減率）

	一般+療養+結核+感染症+精神			一般病床			療養病床			外来		
	病床数	入院患者数	病床利用率	病床数	入院患者数	病床利用率	病床数	入院患者数	病床利用率	病床数	入院患者数	病床利用率
大館・鹿角	-8.2%	0.0%	0.2%	-14.3%	-5.2%	-7.9%	0.0%	0.0%	-12.1%	-29.2%	-24.8%	6.1%
北秋田	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-2.4%	0.0%	3.1%	2.5%
能代・山本	-0.6%	-3.6%	-2.2%	-3.0%	-1.9%	-4.0%	-1.0%	0.0%	-6.4%	0.0%	-0.3%	-0.2%
秋田周辺	-0.8%	-3.0%	-1.9%	-3.0%	-1.9%	-3.0%	-1.2%	0.0%	-4.9%	0.0%	-1.7%	-1.5%
秋田周辺 <small>（秋田県内）</small>	-0.4%	-5.2%	-3.7%	-5.2%	-3.7%	-4.2%	0.0%	0.0%	-5.7%	0.0%	-12.3%	-11.4%
大仙・仙北	0.0%	-0.7%	-0.5%	0.0%	-0.7%	-0.5%	0.0%	0.0%	-0.4%	0.0%	-1.1%	-1.0%
横手	-2.7%	-7.3%	-3.7%	-2.7%	-3.7%	-4.1%	-2.4%	0.0%	-8.1%	0.0%	-6.3%	-5.6%
湯沢・雄勝	-7.8%	-8.9%	-0.7%	-8.9%	-0.7%	-14.8%	-11.8%	0.0%	-14.8%	1.9%	15.6%	7.8%
合計	-1.9%	-4.9%	-2.3%	-4.9%	-2.3%	-3.4%	-1.4%	0.0%	-6.0%	-6.5%	-7.1%	-7.1%

(参考) 平成30年→令和元年（病床数、入院・外来延べ患者数の増減）

	一般+療養+結核+感染症+精神			一般病床			療養病床			外来		
	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均
大館・鹿角	▲10	▲25,214	▲69	0	▲15,120	▲41	▲10	▲10,522	▲29	▲14,648	▲60	▲60
北秋田	0	1,023	2	0	1,392	0	0	736	2	1,844	▲8	▲8
能代・山本	▲109	▲39,739	▲109	0	▲2,744	▲8	▲109	▲35,193	▲97	▲16,947	▲70	▲70
秋田周辺	▲21	▲8,019	▲22	▲14	▲5,860	▲16	▲1	2,178	6	▲27,615	▲114	▲114
秋田周辺 <small>（秋田県内）</small>	▲21	▲3,060	▲8	0	▲932	▲3	0	184	1	▲14,877	▲60	▲60
大仙・仙北	0	▲1,650	▲5	0	2,167	6	0	349	1	▲10,685	▲44	▲44
横手	▲24	▲8,886	▲24	0	▲8,588	▲24	0	▲365	▲1	▲13,229	▲54	▲54
湯沢・雄勝	0	▲6,979	▲19	0	▲8,443	▲23	0	2,553	7	▲15,942	▲66	▲66
合計	▲185	▲92,524	▲253	▲14	▲40,912	▲112	▲120	▲40,080	▲110	▲115,587	▲476	▲476

※能代・山本地域の病床数は、夏期療養の病床数を介して変動によるもの

(参考) 令和元年→令和2年（病床数、入院・外来延べ患者数の増減）

	一般+療養+結核+感染症+精神			一般病床			療養病床			外来		
	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均	病床数	入院患者数	1日平均
大館・鹿角	▲134	▲66,806	▲183	0	▲24,353	▲67	▲134	▲40,816	▲112	▲31,680	▲130	▲130
北秋田	0	144	1	0	1,144	0	0	442	1	▲7,849	▲32	▲32
能代・山本	▲7	▲12,335	▲33	▲7	▲12,449	▲34	0	▲244	▲1	▲20,906	▲86	▲86
秋田周辺	▲47	▲56,536	▲155	▲39	▲46,131	▲126	0	▲5,195	▲14	▲140,767	▲579	▲579
秋田周辺 <small>（秋田県内）</small>	▲7	▲26,125	▲71	0	▲21,283	▲58	0	▲2,104	▲6	▲37,921	▲156	▲156
大仙・仙北	0	▲3,022	▲8	0	▲950	▲3	0	▲742	▲2	▲20,269	▲83	▲83
横手	▲34	▲25,732	▲71	▲22	▲18,791	▲52	0	▲1,018	▲3	▲36,540	▲150	▲150
湯沢・雄勝	▲55	▲13,686	▲37	▲56	▲13,741	▲38	1	1,802	5	▲21,165	▲87	▲87
合計	▲284	▲204,098	▲559	▲124	▲138,842	▲380	▲133	▲47,875	▲131	▲317,097	▲1,305	▲1,305

※秋田周辺地域の病床数は、白根療養の病床数を介して変動によるもの

※湯沢・雄勝地域の病床数は、町立別荘療養の1病棟増設によるもの

※大館・鹿角地域の病床数は、郡大療養の介護施設への転換によるもの

2 患者推計【県全体】

県全体

単位：人/日

■ XⅠ 呼吸器系、皮膚系および循環器の他種（その他）

■ XⅡ 精神、生殖及びその他

■ XⅢ 胃腸肝臓胆膵系、泌尿器系、腎臓

■ XⅣ 内分泌系、免疫系及びアレルギー

■ XⅤ がん

■ XⅥ 高血圧、糖尿病、脂質異常症

■ XⅦ 妊娠、分娩及び産後

■ XⅧ 感染症

■ XⅧⅠ 感染症

■ XⅧⅡ 感染症

■ XⅧⅢ 感染症

■ XⅧⅣ 感染症

■ XⅧⅤ 感染症

■ XⅧⅥ 感染症

■ XⅧⅦ 感染症

■ XⅧⅧ 感染症

■ XⅧⅨ 感染症

■ XⅧⅩ 感染症

■ XⅧⅪ 感染症

■ XⅧⅫ 感染症

■ XⅧⅬ 感染症

■ XⅧⅭ 感染症

15,000

14,000

13,000

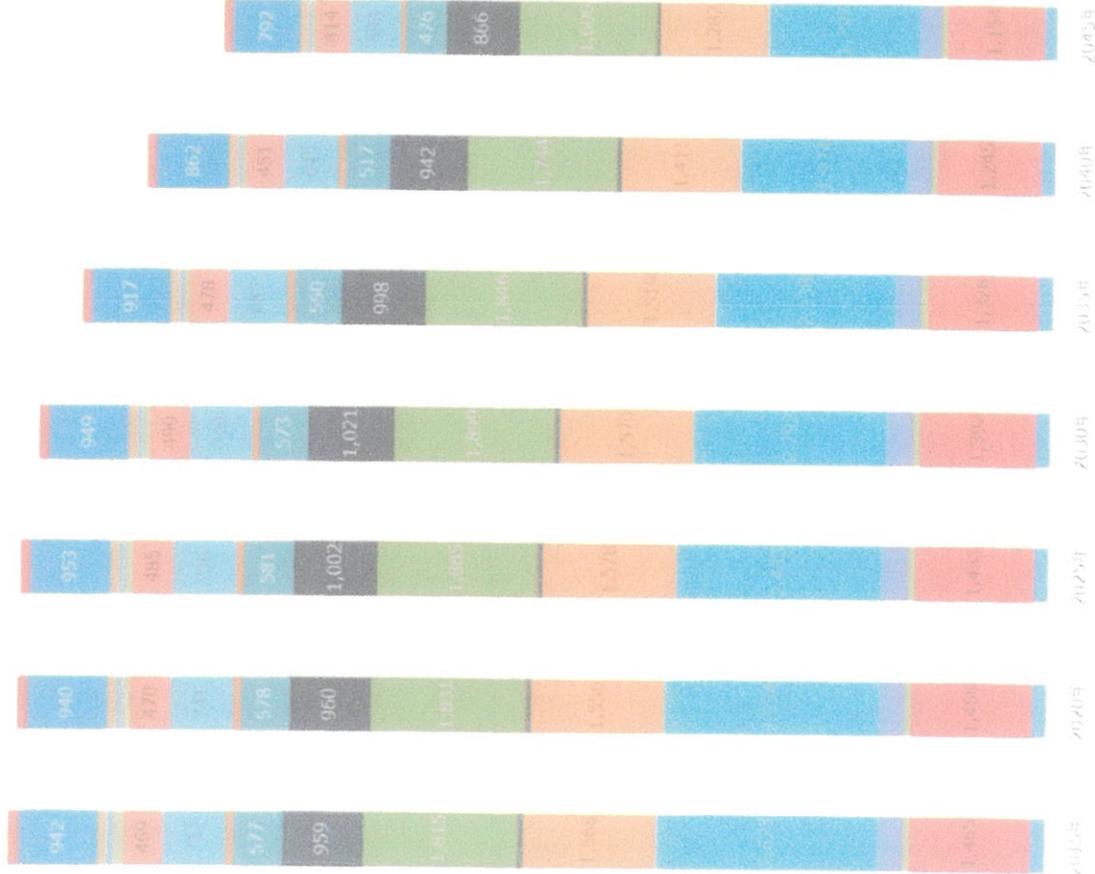
12,000

11,000

10,000

9,000

8,000



●全体概況

○患者数の傾向

- ・ 人口減少は続いているものの、高齢者の増加により、2030年頃まで入院需要は若干減となる見込み

○主な疾患の傾向

- ・ 人口減少の影響により、多くの疾患において、患者の減少が続く見込み
 - ・ 特に、Ⅴ 精神疾患が大きく減少する見込み
- ・ 一方、高齢者に多い、Ⅵ 神経系（脳血管疾患、認知症等）、Ⅸ 循環器系、Ⅹ 呼吸器系、ⅩⅣ 腎尿路生殖器系、ⅩⅨ 損傷・中毒・外因の影響など、一部の疾患については、2030年頃まで増加する見込み

出典：厚生労働省（平成29年患者調査）、
国立社会保険人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口（H30.3月推計））

国保税子供の均等割保険料の軽減措置に係る未就学児(数)と市町村の必要財源(円)

No.	保険者名	均等割額 (医療+後 期)(e)	高校生(18歳以下)(人 数&財源)(未就学児含 7割軽減保険者(数)		未就学児(人数&財源)							22年度4月より実施		国、県、市町村 負担総額		
			7割 数	追加財源(額) 追加市町村負担 金(割合)	7割軽減 保険者(数)	追加市町村負担 金(割合)	7割軽減 保険者(数)	追加市町村負担 金(割合)	5割軽減 保険者(数)	追加市町村負担 金(割合)	2割軽減 保険者(数)	追加市町村負担 金(割合)	軽減なし 追加市町村負担 金(割合)		2020年4月実施の未就 学児(数)の軽減に必要な 財源	
																追加市町村負担 金(割合)
	保険者名			0.3000	0.0375	0.0625	0.100	0.125								
	保険者名															
	保険者名		7割 (人 数)	追加財源(額)	未就学均等 割5割財源減 額後(市町村 追加財源)(E =B-(D-C))	8.5割 (人数)	追加財源 (額)	7.5割 (人数)	追加財源 (額)	6割 (人数)	追加財源 (額)	5割	追加財源 (額)	未就学児 (数)	財源(市町村 額)(C)	国、県、市町 村負担総額 (D)
1	秋田市	29,580	819	7,267,806	53,052,839	185	205,211	118	218,153	118	349,044	271	1,002,023	692	1,774,430	7,097,721
4	大館市	27,000	137	1,109,700	9,282,575	31	31,388	28	47,250	22	65,076	77	259,875	158	403,589	1,614,354
7	鹿角市	24,300	103	750,870	10,330,538	24	21,870	40	60,750	48	116,640	153	464,738	265	663,998	2,655,990
14	小坂町	28,000	13	109,200	706,300	2	2,100	4	7,000	2	5,600	4	14,000	12	28,700	114,800
15	上小阿仁村	25,900	0	0	331,520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	藤里町	32,800	5	49,200	696,180	4	4,920	2	4,100	0	0	2	8,200	8	17,220	68,880
19	五城目町	21,000	21	132,300	890,138	6	4,725	3	3,938	3	6,300	5	13,125	17	28,088	112,350
20	八郎潟町	27,000	12	97,200	601,425	2	2,025	0	0	1	2,700	4	13,500	7	18,225	72,900
21	井川町	37,000	5	55,500	971,250	2	2,775	2	4,625	3	11,100	2	9,250	9	27,750	111,000
22	大潟村	49,000	17	249,900	14,864,150	13	23,888	3	9,188	2	9,800	71	434,875	89	477,750	1,911,000
24	羽後町	28,000	35	294,000	3,636,150	3	3,150	4	7,000	5	14,000	18	63,000	30	87,150	348,600
25	真成瀬村	27,000		0	0		0		0		0		0	1	0	0
8	由利本荘市	34,300	164	1,687,560	17,763,541	36	46,305	39	83,606	26	89,180	110	471,625	211	690,716	2,762,865
9	潟上市	29,800	108	965,520	6,479,265	22	24,585	20	37,250	25	74,500	42	156,450	109	292,785	1,171,140
10	大仙市	24,000	168	1,209,600	11,914,200	63	56,700	55	82,500	40	96,000	73	219,000	231	454,200	1,816,800
11	北秋田市	28,000	52	436,800	4,993,100	12	12,600	2	3,500	4	11,200	22	77,000	40	104,300	417,200
12	にかほ市	47,600	40	571,200	7,435,120	5	8,925	9	26,775	10	47,600	34	202,300	58	285,600	1,142,400
3	横手市	30,600	178	1,634,040	18,051,323	43	49,343	58	110,925	43	131,580	89	340,425	233	632,273	2,529,090
2	能代市	23,900	126	903,420	8,097,918	25	22,406	25	37,344	19	45,410	81	241,988	150	347,148	1,388,590
17	三種町	34,000	29	295,800	4,208,350	6	7,650	0	0	6	20,400	26	110,500	38	138,550	554,200
18	八峰町	38,000	17	193,800	2,177,400	4	5,700	2	4,750	3	11,400	9	42,750	18	64,600	258,400
	19市町村計		2,049	18,013,416	176,483,280	486	536,265	414	748,653	380	1,107,530	1,093	4,144,623	2,376	6,537,070	26,148,280

第(4)

国保子供の均等割保険料の軽減措置に係る未就学児(数)と市町村の必要財源(円)

No.	保険者名	高校生(18歳以下)(人数&財源)(未就学児含む)						合計(人数&市町村負担額)		国、県、市町村負担総額	未就学均等割5割財源減額後(市町村追加財源)(E=B-(D-C))		
		均等割額(医療+後期)(a)	7割軽減保険者(数)	5割軽減保険者(数)	2割軽減保険者(数)	軽減なし	合計(人数)	必要財源(市町村額)(B)	追加財源(額)				
保険者名		追加市町村負担(割合)	追加市町村負担(割合)	追加市町村負担(割合)	追加市町村負担(割合)	追加市町村負担(割合)	追加市町村負担(額)	追加市町村負担(額)	追加市町村負担(額)	追加市町村負担(額)	追加市町村負担(額)		
1	秋田市	0.3000	0.5000	0.8000	1.0000	7,267,806	9,761,400	9,844,224	31,502,700	2,960	58,376,130	29,180,670	53,052,839
4	大館市					1,109,700	1,715,640	1,728,000	5,940,000	553	10,493,340	4,587,300	9,282,575
7	鹿角市					750,870	1,506,600	2,313,360	7,751,700	665	12,322,530	3,836,970	10,330,538
14	小坂町					109,200	196,000	179,200	308,000	46	792,400	495,600	706,300
15	上小阿仁村					0	25,900	20,720	284,900	14	331,520	31,080	331,520
16	藤里町					49,200	114,800	157,440	426,400	31	747,840	268,960	696,180
19	五城目町					132,300	157,500	369,600	315,000	73	974,400	558,600	890,138
20	八郎潟町					97,200	121,500	86,400	351,000	38	656,100	369,900	601,425
21	井川町					55,500	185,000	296,000	518,000	39	1,054,500	388,500	971,250
22	大潟村					249,900	73,500	196,000	15,778,000	347	16,297,400	705,600	14,864,150
24	羽後町					294,000	462,000	873,600	2,268,000	188	3,897,600	1,366,400	3,636,150
25	真成瀬村					0	0	0	0	25	0	0	0
8	由利本荘市					1,687,560	3,275,650	2,936,080	11,936,400	810	19,835,690	7,947,310	17,763,541
9	潟上市					965,520	1,177,100	1,668,800	3,546,200	376	7,357,620	3,847,180	6,479,265
10	大仙市					1,209,600	2,472,000	3,091,200	6,504,000	806	13,276,800	6,067,200	11,914,200
11	北秋田市					436,800	546,000	963,200	3,360,000	254	5,306,000	1,806,000	4,993,100
12	にかほ市					571,200	1,380,400	1,104,320	5,236,000	237	8,291,920	2,989,280	7,435,120
3	横手市					1,634,040	3,350,700	4,039,200	10,924,200	919	19,948,140	8,173,260	18,051,323
2	能代市					903,420	1,266,700	1,472,240	5,497,000	539	9,139,360	3,742,740	8,097,918
17	三種町					295,800	459,000	707,200	3,162,000	175	4,624,000	1,326,000	4,208,350
18	八峰町					193,800	285,000	334,400	1,558,000	84	2,371,200	820,800	2,177,400
	19市町村計					18,013,416	28,532,390	32,381,184	117,167,500	9,179	196,094,490	78,508,350	176,483,280

No.	保険者名	R3年度(2021年)										R3年度(2021年)										賦課方式 (H30年 度)
		医療給付費分					後期高齢者支援分					介護給付費分					税率					
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	平等割 特定世帯 (円)	平等割 特定世帯 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	平等割 特定世帯 (円)	平等割 特定世帯 繰出額 (円)	賦課限度 額	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	平等割 繰出額	賦課限度 額		
1	秋田市	9.22	0.00	22,960	28,690	14,340	21,510	830,000	2.51	0.00	6,620	7,450	14,340	21,510	190,000	2.88	0.00	8,950	8,570	17,000	3	
4	大館市	8.43	0.00	21,000	19,000	9,500	14,250	830,000	2.35	0.00	6,000	5,000	2,500	3,750	190,000	2.50	0.00	7,900	5,600	17,000	3	
7	鹿角市	8.00	0.00	17,500	28,500	14,250	17,375	830,000	3.20	0.00	6,800	11,000	5,500	8,250	190,000	2.30	0.00	9,600	5,000	17,000	3	
14	小坂町	8.00	0.00	21,000	23,000	11,500	17,250	830,000	3.00	0.00	7,000	8,000	4,000	6,000	190,000	2.30	0.00	6,500	6,000	17,000	3	
15	小川町	7.20	0.00	18,500	18,500	9,250	13,875	830,000	2.50	0.00	7,400	5,200	2,600	3,900	190,000	2.10	0.00	5,500	4,500	17,000	3	
16	藤里町	7.10	29.00	23,500	19,000	9,500	14,250	830,000	3.14	6.00	9,300	7,000	3,500	5,250	190,000	3.00	8.00	13,000	7,000	17,000	4	
19	五城目町	8.00	20.00	15,000	21,000	10,500	15,750	830,000	3.40	0.00	6,000	9,500	4,750	7,125	190,000	2.00	0.00	5,000	5,000	17,000	4	
20	八郎潟町	8.40	18.60	21,600	26,400	13,200	19,800	830,000	2.50	4.60	5,400	6,600	3,300	4,950	190,000	2.00	4.60	7,000	5,000	17,000	4	
21	井川町	6.50	0.00	27,000	18,000	9,000	13,500	830,000	2.80	0.00	10,000	7,000	3,500	5,250	190,000	2.00	0.00	9,000	5,000	17,000	3	
22	大湯村	6.04	0.00	35,000	25,000	12,500	17,500	830,000	2.14	0.00	14,000	14,000	7,000	10,500	190,000	0.97	0.00	11,000	11,000	17,000	4	
24	羽後町	7.70	0.00	21,000	25,000	12,500	18,750	830,000	2.80	0.00	7,000	9,000	4,500	6,700	190,000	2.00	0.00	6,000	9,000	17,000	3	
25	寛成瀬村	7.35	0.00	19,200	22,500	11,250	16,875	830,000	2.75	0.00	7,800	6,600	3,300	4,950	190,000	1.55	0.00	6,100	4,300	17,000	3	
8	由利本荘市	8.60	0.00	22,500	26,000	13,000	19,500	830,000	2.70	0.00	11,800	0	0	0	190,000	2.80	0.00	14,000	0	17,000	3	
9	湯上市	9.10	0.00	23,000	24,000	12,000	18,000	830,000	2.70	0.00	6,800	5,800	2,900	4,350	190,000	3.00	0.00	8,500	6,000	17,000	3	
10	大仙市	8.50	0.00	18,300	27,900	13,950	20,925	830,000	2.50	0.00	5,700	8,100	4,050	6,075	190,000	2.10	0.00	6,500	7,000	17,000	3	
11	北秋田市	9.15	0.00	24,000	24,000	12,000	18,000	830,000	1.95	0.00	4,000	4,000	2,000	3,000	190,000	2.10	0.00	7,000	6,000	17,000	3	
12	にかほ市	6.90	0.00	34,500	0	0	0	830,000	2.70	0.00	13,100	0	0	0	190,000	2.10	0.00	13,300	0	17,000	2	
3	横手市	9.67	0.00	24,100	20,800	10,400	15,600	830,000	2.61	0.00	6,500	5,500	2,750	4,125	190,000	2.42	0.00	7,500	4,200	17,000	3	
2	能代市	7.45	0.00	17,300	20,700	10,350	15,525	830,000	2.88	0.00	6,600	8,000	4,000	6,000	190,000	1.93	0.00	5,800	5,100	17,000	3	
17	三種町	6.52	31.75	27,400	21,000	10,500	15,750	830,000	1.74	7.54	6,600	5,000	2,500	3,750	190,000	1.50	8.82	7,900	4,700	17,000	4	
18	八幡町	8.90	0.00	28,000	24,000	12,000	18,000	830,000	3.00	0.00	10,000	9,000	4,500	6,750	190,000	3.20	0.00	12,000	10,000	17,000	4	
	19市町村計													計								

3



11月25日、いよいよ金沢地裁判決！

生活保護基準引下げ違憲訴訟金沢地裁判決への思い

人権を主張するいしかわの会 (JSK) 吉原 和代

2014年10月15日提訴から24回の弁論を行い2021年6月7日結審、11月25日金沢地裁判決がでます。審査請求を含め約8年かかりました。4人の原告の皆さんの頑張りに改めて敬意を表します。原告の一人、昭さん(仮名)より判決を前にした思いが寄せられました。

私が生活保護制度を利用するきっかけになったのは、娘の病気や夫婦関係の破綻から37年務めていた会社を辞め全てを失った後、日雇い会社で働いていたときに心筋梗塞になり、入院した病院のソーシャルワーカーとの出会いからでした。生活保護制度を利用したことで、無事に心臓の手術を受けることができ、生活を立て直すこともできました。

そして、私が原告になったきっかけは、2013年地元の北陸中日新聞に元中日新聞小松支局長の白井さんの物価偽装の記事が載ったことです。私は審査請求の時から、このことだけにこだわり続けています。金沢地裁の本人尋問、最後の意見陳述でも「生活保護利用者だけ物価が4.78%下がったのはなぜですか？裁判所の判断をお願いします」と申し上げてきました。私は名古屋地裁、京都地裁で法廷内で判決言い渡しに立ち会うことができ、大阪地裁では裁判所前で歴史的勝訴に立ち会うことができました。

私は親族の反対もあり、実名を出さずに裁判を闘ってきました。今、私は原告としての取り組みがどこまでできたのか？もっと声を出すことができたのではないかとこの思いを持ち続けています。だからこそ、生活保護制度を利用することを「恥」と思う文化が強い石川、富山で勝訴することが全国に良い影響を与えていると思っています。11月25日には、皆さんと勝利の喜びを分かち合えることを信じています。

私たち人権を主張するいしかわの会 (JSK) では、常に原告昭さんの頑張りに引っ張られながら、今日まで闘ってきました。コロナが猛威を振るう前は、年に1~2回程度、原告や弁護団、JSKのメンバーでお酒を飲みながら、語り合い、時には激論を闘わせることもありました。原告の中には病気で障害を負ったり、中心的な支援者を亡くすなど、8年の歳月は決して短くはありませんでした。金沢の勝訴で次の兵庫の判決につなげることができるように最後までがんばります。11月11日には、全国の皆さんに協力いただいた「公正な審理を求める要請署名」を原告2名の方と一緒に裁判所に提出しました。NHK、共同通信はじめ地元の新聞社などマスコミ6社が取材に来て下さり、判決前に原告の取材をしていただけることになりました。11月25日当日はオンラインにて報告集会を開催します。引き続きご支援よろしくお願ひいたします。



裁判所は生きていた！—いのちのとりで裁判のこれから(3)



小久保 哲郎(引き下げアカン！大阪訴訟弁護団副団長)

これまで、2021年7月に行われた愛媛総会の小久保弁護士の基調講演の一部を紹介しています。講演は、大阪勝訴判決の意義、いのちのとりで裁判のこれまでの経緯今後の運動課題についてでした。ニュースでは、講演の後半部分の今後の運動課題について掲載します。今号は最終回、これからの私たちの運動に求められることについての講演部分です。

制度改善を求める運動と裁判運動は車の両輪

これからの動きと、どういう取り組みが求められるのか。これからも次々と判決が予定されています。9月14日午後2時半には京都地裁での判決が予定されています(※11月3日現在、原告敗訴で控訴)。次には、11月25日午後1時半に金沢で判決が予定されています。さらに、年度内判決に向けた結審が予定されている地域が、神戸地裁、秋田地裁、熊本地裁です。この3つの地域では年度内に判決が見込まれています。その意味で、年度内に5つの判決が出るのが、ほぼ確定しています。さらに岡山、東京のはっさく訴訟も、年度内判決があるかもしれません。

私たちの主張に自信をもとう

この事件について話をする機会があるたびに、普通に考えれば勝たなければおかしい事件だと言ってきました。ただ、ヒラメ裁判官が多いのが日本の裁判所なので、裁判官に勇気を出してもらわなければなりません。まさに大阪地裁判決は、裁判官に勇気さえあれば、勝てる裁判なんだということを示してくれたと思います。そういう意味で言うと、我々の主張は自信をもっていいんです。

判決時が裁判を知ってもらうチャンス

全国弁護団会議は、継続して行っていますが、本当に士気が上がっています。士気をさらに高めていくことが、弁護団にも原告にも支援者にも求められています。また、私はこれまでは、この裁判はせつかく30もの全国訴訟団があるのに、その規模

感が十分に生かした取り組みができていないことを残念に思っていました。30もの訴訟団があつて、地裁と高裁で判決が出るということは、全部で60もの判決が出るということです。現在、4つの判決が出ているので、これから56の判決が出ます(7月3日現在)。今のところ、大阪地裁が勝訴したわけなので、4分の1の勝率です。単純計算すると、 $56 \div 4$ で14の勝訴判決が出る可能性があります。この種の事件で勝訴判決が14も出ると、政策の根幹が問われます。14までいかななくても、4つ5つでも勝訴判決が出れば、これはこの政策を導入した自民党にとって大打撃だと思います。各地で大騒ぎして世論に訴えていくことが必要です。判決が出る時は、マスコミで報道されるチャンスです。愛媛では、それを意識して、判決が出るたびに声明を作って、地元のマスコミに投げ込みをしていますね。各地に広げることが大事だと思います。

原告が実名、顔出して人生を語るからこそ

大阪の原告が、実名で顔を出して、これまでの人生も含めて話して、訴えてきました。こういう姿が、世間の人たちの気持ちを動かしています。もちろん原告の皆さんそれぞれに、様々な事情を抱えておられるので、全員が同じことができるわけではないとわかっています。条件の許す範囲で、同じように取り組んでください。そして支援者の方々は、勇気を出せるように原告を励まし支えて下さい。

大阪は引き続き高裁で頑張っていきますので、全国と連帯して取り組んでいきたいと思っています。ご清聴どうもありがとうございました。

先日実施された衆院選に際して、各政党に「生活保護制度に関する公開質問状」を発送したところ、6政党から回答がありました。主な回答は以下の通り、全文はいのちのとりでHPに掲載されています。

「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他 ※黄色で網掛けした政党は、私たちにほぼ同じ意見であり、評価できます。

	私たちの意見	自民党	立憲民主党	社会民主党	日本共産党	れいわ新選組	国民民主党
1 貧困率の改善 我が国の相対的貧困率は2018年の時点で15.4%となっていますが、これが2030年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-1 生活保護の捕捉率向上 日本の生活保護の捕捉率(本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合)は2~3割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-2 水際作戦の根絶 生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶(いわゆる「水際作戦」)を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。	○	○	○	○	○	○	○
3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保 生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の1つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきだと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
3-2 ケースワーカー業務の外部委託 現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定・実施」(公権力の行使)と不可分一体であるケースワーク業務(家庭訪問、面接、調査、指導等)について、厚生労働省は、「外部委託を可能とするについて検討し、令和3年度中に結論を得る」としています。外部委託を可能とする方向での法改正を行うべきだと思いますか。	×	△	△	×	×	×	△
4 生活保護基準を2013年の段階に戻す 生活保護基準については2013年(生活扶助)、2015年(住宅扶助、冬季加算)、2018年(生活扶助、母子加算等)と3回にわたる引下げが行われ、生活保護を利用する方々の生活は厳しさを増しています。生活保護基準を2013年時点の水準に戻すべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
4-2 級地の見直し 生活保護基準は最も高い1級地の1から最も低い3級地の2まで6段階で設定されていますが、専門家の審議会(社会保障審議会・生活保護基準部会)での検討と切り離して、これを統合する動きが見られます。どのよう級地を見直すかについては、専門家の審議会による専門的な検討をふまえるべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
4-3 夏季加算の創設 生活保護制度では冬場の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いませんか。	○	△	△	○	○	○	○
5 一歩手前の困窮層への支援(一部扶助の単給化) 最低生活費を1円でも超えると一切の給付が受けられなくなる現状を改善するため、一部扶助(住宅、教育、医療、生業)については、一歩手前の困窮層(例えば最低生活費の1.3倍未満)に単給できる(バラで受けられる)ようにすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
6-1 扶養照会の原則廃止(申請者の同意を要件に) 生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会(援助ができるかどうかの質問)がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合にのみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	○
6-2 自動車保有要件の緩和 現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされていますが、処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
6-3 生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障 現在の生活保護制度では、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合、世帯分離(生活保護の適用において、世帯員としては扱わないこと)をすることになっており、当該世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっています。大学生等の世帯内就学と就学等に必要費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○

「いのちのとりに裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします」

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座) ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりに裁判全国アクション

他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンヤロハチ) 【店番】408

【振金種別】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人②団体の口数、③名前(所属)

④住所⑤電話⑥FAX⑦メールアドレスを

ご記入の上、いのちのとりに

裁判全国アクション事務局まで

FAX(06-6363-3320)してください。

介護事業所の新型コロナ及び補足給付（2021年8月）見直しに係る影響調査 （60施設のまとめ）

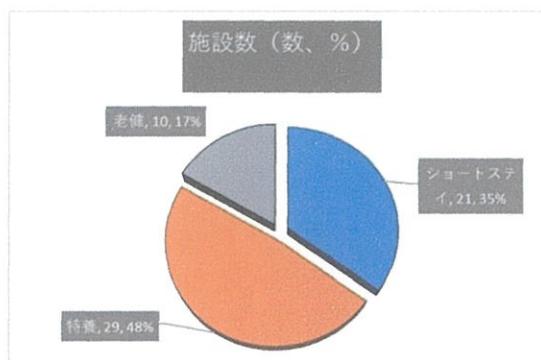
秋田県社会保障推進協議会 2021年10月調査

1. はじめに

【1】アンケート回答施設数と送付数、構成割合と回収率

2021年10月、秋田県内の特別養護老人ホーム124全施設、老人保健施設全56施設、短期入所生活介護（ショートステイ）56施設（抽出施設）へ「新型コロナ及び補足給付（2021年8月）見直しに係る影響アンケート調査用紙（P17～P18）を送付し、FAXやメールで回答頂きました。夫々、ショートステイ21施設、特別養護老人ホーム29施設、老人保健施設10施設で全体全県の60事業所から回答が寄せられました。施設の構成割合、並びに回収率は下表のとおりです。

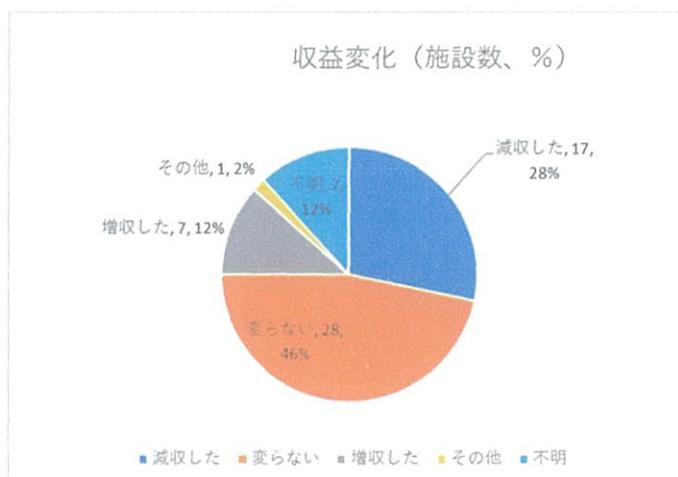
施設の種類	回答施設数		配布施設数	
	施設数	構成 (%)	施設数	回収率 (%)
ショートステイ	21	35	56	38%
特別養護老人ホーム	29	48	124	23%
老人保健施設	10	17	56	18%
不明	0	0	0	0%
合計	60	100	236	25%



【2】新型コロナによる経営への影響のアンケート結果

(1) 2020年5月、前年同期と比較して収益は変化しましたか？

収益変化	施設数	%
減収した	17	28
変わらない	28	47
増収した	7	12
その他	1	2
不明	7	12
合計	60	100



収益の変化は3施設の合計では減収したが17施設で28%、変わらないが28施設47%、また、増収したが7施設で12%、その他と不明が8施設で14%でした。

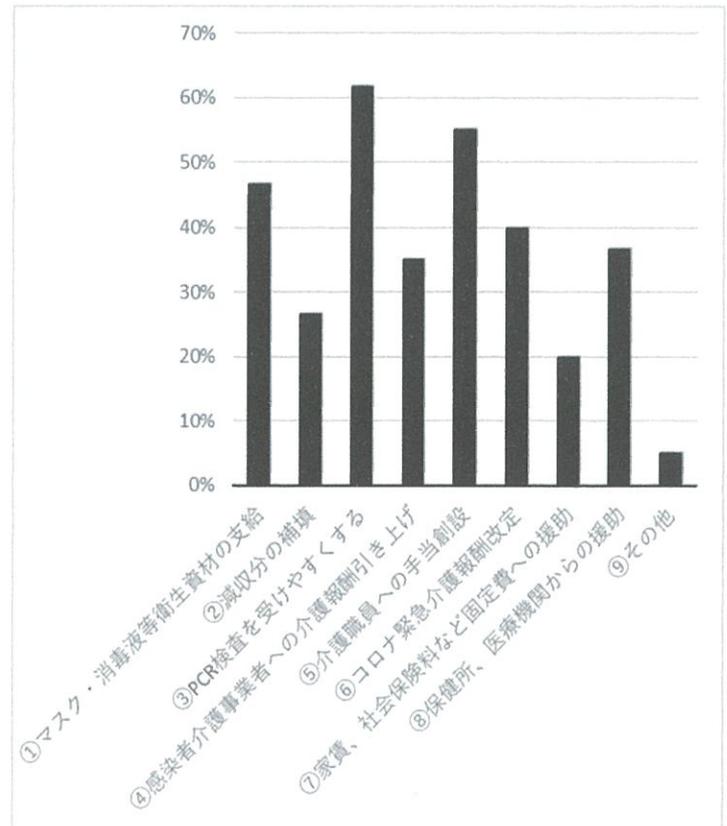
施設別にみるとショートステイでは減収したが17施設で28%、変わらないが28施設47%、また、増収したが7施設で12%、その他と不明が8施設で14%、また、特別養護老人ホームでは減収したが17施設で28%、変わらないが28施設47%、また、増収したが7施設で12%、その他と不明が8施設

設で14%でした。さらに老人保健施設では減収したが17施設で28%、変わらないが28施設47%、また、増収したが7施設で12%、その他と不明が8施設で14%でした。調査3施設で減収割合が一番多かったが〇〇〇で、また、変わらない（現状維持）で多かったのは、逆に増収した施設では〇〇〇となりました。

ショートステイでは、2021年5月の前年同期比収益の減収の割合では1割が最大で〇〇%で2割は〇〇で〇〇%となりました。

(4)、新型コロナ感染対策として国や市町村に求めること
(複数選択可)

質問 (4)	事業所数	率
①マスク・消毒液等衛生資材の支給	28	47%
②減収分の補填	16	27%
③PCR検査を受けやすくする	37	62%
④感染者介護事業者への介護報酬引き上げ	21	35%
⑤介護職員への手当創設	33	55%
⑥コロナ緊急介護報酬改定	24	40%
⑦家賃、社会保険料など固定費への援助	12	20%
⑧保健所、医療機関からの援助	22	37%
⑨その他	3	5%



【2】新型コロナによる経営への影響のアンケートの【自由記載欄を記載】

① 新型コロナ感染問題での従業員への影響 (メンタルヘルス、休暇、退職など)

- 同居家族が濃厚接触者となり、2週間仕事を休まざるを得ない職員がいた。(特養)
- 施設内感染予防対策により職場での徹底した対策はもちろん、プライベートにおいてもあらゆる面での行動制限等を求められたことによるストレスが多い。毎日、気持ちが休まる時がない。(特養)
- 職員自身やご家族の行動範囲も制限され、県外の往来は、帰郷後も自宅待機、また、熱が出たり(本人、家族)しても、コロナか、他の要因かはっきりしない手も、休まなければならない事もあり、少ない職員で業務にとりくまなければならなかったりすると、体調不良になる者も出たりする(特養)
- コロナ感染者が出ると職員自身が感染するのではないかと心配する。濃厚接触者となった場合数日の欠勤となってしまうため、他の職員への負担が増すことにより精神的、肉体的に疲弊する。(特養)
- 今後考えられるのは介護事業者への県からの要請が一般企業の行動指針より厳しいことから不満が生

- じるのではないかとという点。(特養)
- 感染対策等のため長期休暇を取らなければならず、シフト調整が厳しい。(特養)
- 他県の方との接触を避ける為、身内の冠婚葬祭に行けなかった。他県に行くと2週刊休まなければならず人員確保が大変だった。(特養)
- 施設へのウイルスの持ち込みや、クラスターを防ぐため、3蜜を防ぐとともに県外との往来自粛を呼び掛けているので、行動制限によるストレスは蓄積されていると感じる。体調不良や疲れが抜けないと話す職員もいるので心配である。(特養)
- 職員の同居家族への感染防止対策への協力が得られないことがあり、悩んでいる職員がいた。(特養)
- 感染対策への危機意識が向上している。(特養)
- (介護老人福祉施設鹿角微笑苑) ショートに同じ(特養)
- 新型コロナ感染症の終息の目途が立たず、施設内外で感染症対策をいつまでも継続しなければならないことへのストレスが大きい。また、職員の行動制限(県が外出等)もストレスとなっている。止むを得ず感染流行地域へ外出する場合、状況によって14日間程度出勤停止をする場合があり、複数重なった場合に勤務の調整が難しくなる。(特養)
- リフレッシュの機会の減少(特養)
- 限られた人数野中で、感染予防対応などの業務が増え、年次の取得が難しい状況となっています。新型コロナウイルスに罹患し施設でクラスターが発生したらという不安など、職員の身体的精神的ストレスを感じてる状況となっています。(特養)
- 業務上の感染対策の徹底や感染症に対する不安、プライベートでの行動制限等による身体的、心理的な疲労や苦痛がある。また、濃厚接触到該当した場合やワクチン接種に伴う特別休暇により現場の人で不足等の影響がある。(特養)
- 行動制限によるためか、気分の落ち込みや言動がマイナス(悲観的)な言動が多くなった。(特養)
- 業務多忙により退職者が増えている。(老健)
- 実際感染症が発生した事業所でもあり、再発は死活問題という思いで感染対策には神経を使った。また、「自宅に帰ってからも感染対策も連動しているため、ストレスはかなりのものであった。(老健)
- 感染リスクに対する精神的ストレスなど。(老健)
- 入学、卒業、葬祭等をやむを得ず県外に行った、県外の人と接触する場合、感染予防から一定期間、勤務を休んでもらった。そのことで一時的に職員不足になった。(老健)
- 不便な生活を強いられストレスを抱え働いている。メンタルヘルスの影響を早期に発見し対応していく必要がある。(老健)
- 手洗い、消毒、うがいの徹底、アルコール・グローブ、マスクの必需品が高いためナーバスになっている人もおられます。(ショート)
- 長期に渡りプライベートの行動自粛を余儀なくされ、○を発症するスタッフや気持ちの落ち込みモチベーションの低下が多く見られ退職も多くなった。(ショート)
- 消毒等業務の負担増(ショート)
- 今後考えられるのは介護事業者への県からの要請が一般企業の行動指針より厳しいことから不満が生じるのではないかとという点。(ショート)
- 職員、家族、会社、学校等で陽性者発生した際の勤務調整に難儀している。(現在限定的に面会は実施)

レクリエーションや外部からのボランティアの〇入減で利用者の楽しみ、生きがいの機会が減少した(ショート)

○従来人増して感染対策を強化した。(ショート)

○コロナ禍前より冬期間は現状と同等に近い古道が求められていた。常時となると国民全体と同様それぞれ不満等がでてくる。せめて、コロナで失職された方々が、福祉業界であたらかいたいと思っただけのような報酬等の話題があると、今、踏ん張っている職員もやりがいがあるのでは。(ショート)

○①コロナ患者担当職員を選出し対応に当たる予定だが、自宅にウイルスを持ち帰ってしまうのではないかと家庭感染を心配し、すっきりした気持ちで取り組めない。②マスク、ガウン等感染対策が必要なことは把握しているが、長時間の〇〇にメンタルがついていかず、集中力維持が困難である。施設内に予備的居室がなく、あらかじめゾーニング区分けしておくこともできず、疑い者が出て初めてゾーニング対応となるが、短時間にベッドの他にタンス等の移動も必要となる為、その間にも感染まん延にならないか心配である。(ショート)

○リフレッシュする機会の減少。(ショート)

○不要な外出が出来なくストレスがたまっていた。(ショート)

○増収分としてはコロナ加算上乗せ分、経費の徹底、感染予防の徹底に特化して運営しています。「うつ病」発症者、身内の介護離職、慢性的な自分都合上の離職者で「残された職員が高い職業倫理でのみ、又は生活していかななくてはいけないという事情者のみで成立しています。かかりまし経費が増えているため経常利益は(毎月)下がっています。(ショート)

○プライベートの行動制限により仕事のモチベーション維持が困難な場面が見られた。(ショート)

② **新型コロナウイルス感染での利用者・家族への影響**

(1) (特別養護老人ホーム)

○面会制限期間家族と会えないことによって入居者さんは訴えることができない新進ストレスがある。ご家族は忘れられてしまうのでは?等の心配が続く。(近隣で感染があると面会制限せざるを得ない)(特養)

○感染予防のため面会を制限させていただいていることにより、利用者の皆様やご家族には大変申し訳ない。また、利用者の方には各種行事や外出等の中止により、楽しみを感じて過ごす機会を奪ってしまったような気がする。(特養)

○ご家族との面会ができなくなっているため不安な方も(互い)にいます。行事等の写真等を送付することで「元気そうで安心しました」とのお話をいただいたりしますが、はやく以前のように戻ればと思います。(特養)

○面会機会がすくなくなり、家族は利用者の状況を把握しづらくなること、利用者が家族の顔を忘れてしまったりすることを家族が心配している。利用者は窓越しに面会を行っているが、手を握ったり、スキンシップができないことと、ちよくせつめんだんできないことによりコミュニケーションが取りづらくなる。(特養)

○面会機会をどのように充実させられるか。(特養)

○面会の制限(特養)

○見えないウイルスなのでとても心配している。(特養)

○直接会う面会ができないため、200m離れても行うも直接会いたいと精神的に落ち込む入所者が見られた。(特養)

○感染対策として面会はリモートを中心に行っている。ご家族に会えず利用者の方にとっては認知症が進んだり、不安な気持ちになることがある。また、ご家族にとってもなかなか会えないことで心配されている方もいる。(特養)

○面会制限により、最近の利用者の様子をご家族と情報共有することが難しい。(特養)

○面会に制限をかけているため入居者、家族のストレス等が懸念される。このことに対して少しでも緩和できるよう LINE を活用してのビデオ通話を実施している。(特養)

○これからは他県との行き来が頻繁となり、ワクチン接種をしたから私は大丈夫をとという安易な考えの方もいらっしゃる溜め対応が難しい。ご利用中の他のご利用者様の体調なども考慮して考えていただければありがたいと思います。(特養)

○長期間直接の面会を制限し、代わりにオンラインや窓越しの面会も取り入れているが、入居者も家族もお互いストレスや不安が大きいと考えられる。また、入居者の精神面への影響、認知症の進行の不安がある。(特養)

○面会が自由にできなく、制限がある。短期入所の受け入れ制限がある。感染地域からの受け入れ不可に近い。(特養)

○家族との面会をリモートでの面会に制限しており直接会う面会を一年以上できていない状況となっています。リモート面会をしても、「直接会えないのならリモート面会しない」という利用者や「家族が面会にこない！どうしているんだろう？」など不安に思っている方もいます。また、利用者の外出等、施設外の方々とのかかわりもなくなっている状況となっており、施設内での催しものを多くしたり、話しかけや会話を多くするようにしている。(特養)

○利用者は認知症重度の方が多く、隔離やゾーニング、感染対策への理解が難しいこと、それにより一人が感染するとクラスターとなるリスクが高い。医療機関への入院や加療が困難等。(特養)

○利用者様の中では以前に比べ帰宅要求が強くなっている方が多い印象です。(特養)

(2) (老人保健施設)

○面会等の制限により利用者、家族の希望に添えないことが多々あった。(老健)

○ショートステイ利用者の受け入れ問題、少なからず施設感染対策に関して不満を抱いている家族への対応など新たな対策と対応が必要となった。今後も油断はできないのでしっかりと説明責任を果たしていきたい。(老健)

○面会や外出など制限されることによるストレスなど。(老健)

○面会は窓越しやオンラインで対応しているが、長期化することで、利用者、家族は不満を募るのではないか。在宅復帰の一環として外出、外泊が積極的にできない。(老健)

○オンライン面会を実施していますが、利用者と家族が直接会えないこと、会える見通しが立たない事へのふあん。(老健)

○利用について心配される御家族が多かった。(ショート)

(3) (ショートステイ)

○面会制限中に利用者の ADL 定価が見られた場合の家族からのクレームが怖い。(会えないうちにこんなことになっていたなど。)(ショート)

- 面会制限(ショート)
- 面会が制限され利用者家族へ負担を与えている。(ショート)
- 面会外泊の制限があり、ご家族からの不安がつのっている。(ショート)
- 面会を全面禁止したことによりストレスが発生していたと思われる。(ショート)
- 新しい生活に理解できている方、出来ない方のギャップが大きいため説明等で考えていた以上の時間が必要。以前より、事前の情報が現状の利用者様と大きく違うケースが多くなっており、利用していただく側ともに、戸惑う場面が増えている。(ショート)
- 同上。②利用者に疑い患者が発生した場合は、利用日数が延長になることがあり、区分支給限度負担額を超えてしまう場合等は、支払いの負担が増える為、そうなった利用者の支払いの免除等を検討していただければ、安心されるのではないのでしょうか。(ショート)
- 感染が広がっている時、短期入所の受け入れ先の制限あり。面会制限がある。(ショート)
- 面会ができなくて残念がっていた。(ショート)
- 外出制限による利用者の気持ちの落ち込み、遠方にいる家族の明解制限による不満やストレス。(ショート)
- 家族との面会制限や外出機会の減少による意欲低下。
- 利用者との面会機会の減少による利用者へ関する家族の関心低下。(ショート)

【介護保険施設における補足給付改定内容厚生労働省のお知らせ】 (2022年8月実施)

介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

1 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

補足給付の預貯金 要件の見直し

	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等≦80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階1)		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階2)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額 の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等≦80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階1)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階2)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※

※ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。

介護サービスの利用者同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。



【補足給付調査票】（2022年10月実施）

各施設に調査票（POO参照）を送付、回答いただきました。

介護保険3施設利用者、第1～4段階（所得段階）ごとの補足給付引き上げ影響アンケート結果の総まとめは以下の通りです。

			第1段階		第2段階		第3段階			第4段階	
	所得要件		生活保護、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		住民税非課税世帯、年金所得等80万以下		住民税非課税世帯、年金所得等80万超120万以下			左記以外	
	預金等資産要件				650万、夫婦1650万		単身1000万、夫婦2000万	単身550万、夫婦1550万	単身500万、夫婦1500万		
	ショート引上げ額		値上げなし		月6,510円、年78,120円			月10,500円、年241,800円	月20,150円、年241,800円	月1643円、年19716円	
	特養・老健引上げ額		値上げなし		値上げなし			値上げなし	月22,010円、年264,120円	月1643円、年19716円	
補足給付改定による利用者の変化(ショートステイ22施設)	7月総数(人数)	8月総数(人数)	7月第1段階(300円)	8月第1段階(300円)	7月第2段階(390円)①	8月第2段階(600円)①	7月第3段階(650円)	8月第3段階(1)①(1000円)	8月第3段階(2)①(1300円)	7月第4段階(1392円)(A)	8月第4段階(1445円)(B)
①ショート(人数換算)	577	540.6	25	23	144	113.5	154.5	56.8	92	298	311.1
率(%)		92%		86%		79%		36%	61%		102%
補足給付改定による利用者の変化(特養、老健)	7月総数(人数)	8月総数(人数)	7月第1段階(300円)	8月第1段階(300円)	7月第2段階(390円)①	8月第2段階(390円)①	7月第3段階(1)①(650円)	8月第3段階(1)①(650円)	8月第3段階(2)①(1360円)	7月第4段階(1392円)	8月第4段階(1445円)
②特養(29施設)(人数)	1,482	1,445	75	64	573	506	589	218	318	268	301
率(%)		97%		82%		86%		37%	53%		111%
③老健(人数)	688	692	45	39	186	184	291	85	145	192	246
率(%)		101%		87%		99%		29%	50%		128%
②③小計(人数)	2,170	2,138	120	104	759	691	880	303	464	460	548
率(%)		99%		87%		91%		34%	53%		119%
3施設合計	2,747	2,678	145	126	903	804	1,035	360	555	758	858
率(%)		97%		87%		89%		35%	54%		113%
7月利用者総数との割合(%)	100%	97%	5%	5%	33%	29%	38%	13%	20%	28%	31%

【ショートステイ】の補足給付改定の影響アンケート結果

			第1段階		第2段階		第3段階			第4段階	
	所得要件		生活保護、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		住民税非課税世帯、年金所得等80万以下		住民税非課税世帯、年金所得等80万超120万以下			左記以外	
	預金等資産要件				単身1000万、夫婦2000万		単身1000万、夫婦2000万	単身550万、夫婦1550万	単身500万、夫婦1500万		
	ショート引上げ額		値上げなし		月6,510円、年78,120円			月10,500円、年241,800円	月20,150円、年241,800円	月1643円、年19716円	
補足給付改定による利用者の変化(ショートステイ22施設)	7月総数(人数)	8月総数(人数)	7月第1段階(300円)	8月第1段階(300円)	7月第2段階(390円)①	8月第2段階(600円)①	7月第3段階(650円)	8月第3段階(1)①(1000円)	8月第3段階(2)①(1300円)	7月第4段階(1392円)(A)	8月第4段階(1445円)(B)
①ショート(人数換算)	577	540.6	25	23	144	113.5	154.5	56.8	92	298	311.1
率(%)	100%	92%	100%	86%	100%	79%	100%	36%	61%	100%	102%

- ① ショートステイ 2 2 施設の利用者総数（人数換算）は、改定前 7 月の 577 人から、値上げ改定後の 8 月は 541 人と▲36 人（▲6%）減少でした。
- ② 改定のなかった第 1 段階（生活保護等）は 7 月 25 人から 8 月 23 人と▲2 人（▲14%）の減少でした。
- ③ 第 2 段階（住民税非課税世帯、年金 80 万円以下）の利用者は、7 月 144 人から 8 月 114 人で▲30 人（▲21%）と最大の減少幅となりました。

79%（約 8 割）の利用者の食費が一日あたり 210 円、月約 6500 円（年金 80 万円の 10%以上）、年間 78000 円の値上げとなりました。また、第二段階の資産要件は 7 月まで単身 1000 万、夫婦で 2000 万まで認められていましたが、8 月からは単身 650 万円、夫婦では 1650 万まで引き下げられました。そのためこの要件を超えると補足給付は受けられません。対象外となります。この場合には、食費は一日あたり 210 円が 1445 円（基準費用額）に引き上げられ（月 32000 万円、年間約 38 万円）、部屋代（多床室）も一日 370 円が 855 円に引き上げられ（月 15000 円、年間約 18 万）になる可能性があります。私たちのアンケート調査では第二段階 8 月の減少利用者 30 名（約 2 割相当）がこれらに該当したかどうかの詳細は分かりませんが、たいへん気がかりな結果です。

第2段階	
住民税非課税世帯、 年金所得等80万以下	
7月第2段階 (390円) ①	8月第2段階 (600円) ①
144	113.5
100%	79%

- ④ 所得第 3 段階（住民税非課税世帯、年金所得 80 万超）は 7 月 155 人で、8 月改定で第 3 段階①（住民税非課税世帯、年金所得 80 万超 120 万円以下）と第 3 段階②（住民税非課税世帯、年金所得 120 万円超）の合計は 149 人で減少幅約 6 人（▲3%）となっています。

第 3 段階①では一日あたり 350 円、月約 1 万円、年間約 12 万円の引き上げが 7 月利用者の約 4 割（37%）を占めます。第 3 段階②は一日あたり 650 円、月約 2 万円、年間約 24 万円の引き上げとなりますが、これも第 3 段階全体の 6 割（60%）が利用者が引き上げとなりました。さらに第 3 段階では約 6 人（3%）の利用減少がありました。この第 3 段階の資産要件は 7 月まで単身 1000 万、夫婦で 2000 万が、8 月からは第 3 段階①は単身 550 万円、夫婦では 1550 万、第 3 段階②は単身 500 万円、夫婦では 1500 万まで引き下げ

	第3段階		
	住民税非課税世帯、 年金所得等80万超120万以下		
補足給付改定による 利用者の変化 (ショートステイ 2 2 施設)	7月第3段階 (650円)	8月第3段階 (1)① (1000円)	8月第3段階(2) ① (1300円)
①ショート (人 数換算)	154.5	56.8	92
率 (%)	100%	36%	61%

られこの要件を超えた利用者は補足給付対象外となります。この場合には、食費は一日あたり第 3 段階①350 円が 1445 円（基準費用額）に引き上げられ（月 33000 万円、年間約 40 万円）、第 3 段階

②650円が1445円（基準費用額）となり（月24000万円、年間約29万円）、部屋代（多床室）も一日370円が855円（月15000円、年間約18万）に引き上げられる可能性があります。第3段階も第2段階同様、この度の私たちのアンケート調査では補足給付の対象外となったかどうかの詳細は分かりませんが、気がかりな結果です。

① 第4段階は補足給付の対象とならない利用者ですが、7月の298人から8月の311人へ13人約（4%）増加しています。

ショートステイ利用総数は7月から8月では36名減少していますが、改定のない第一段階を加味すると実質34名の減少となります。第二段階の減少31名、と第三段階の6名の減少と合わせると37名となります。この利用者の減少が補足給付受けずにショートを利用したならば第4段階では少なくとも37名の増加となるはずですが、実際は13名の増加にとどまります。24名（約5%）ショートステイ利用を諦め、他の訪問介護などに切り替えなどが予想されます。

総数 (8月-7月)の増減数	第1段階 (7月-8月)の増減数	第2段階 (8月-7月)の増減数	第3段階 (8月-7月)増減数	第4段階 (8月-7月)増減数
▲ 36	▲ 2	▲ 31	▲ 6	13

① 入所者、家族の声など（ショートステイ）

- 第3段階①、②の方からは月に1万～2万円一気に値上がりするのでたいへんだという声が多数寄せられました。（ショート）
- 家族より利用料が高くなったと苦情をいただいている。負担がおおきすぎたと思われる。（ショート）
- 親の年金で利用用金の支払いができるか不安です。（ショート）
- 負担増に伴う経済的負担はサービスが受けづらくなるとの声あり。（ショート）
- ご本人ご利用者家族に料金等説明し納得されていた。（ショート）
- 第3段階の②負担が大きい。（ショート）
- 食費の負担増から多床室希望の声が増えました。（ショート）
- 3段階②担った家族からは月々20000円ほどの負担増になり、厳しいとの声が聴かれている。また、軽減の対象外となった方に関しても同様。励ましている。（ショート）
- 一部より支払いが大変との声は聞かれています。（ショート）
- 改正前と同じ段階であったために特になし。（ショート）
- 弊社は元々、部屋代は他施設に比べ安く設定しているの、事前に説明し了承得していただき、特に不満問題等はありませんでした。（ショート）

② 支障が生じる具体事例

- 利用料金が上がったため滞納者が2名いる。（ショート）
- 子供が秋田に帰省後就職がみつからず、無給状態。但し前年の賃金高く第4段階。施設退所。（従前は第2段階）（ショート）
- 今のところ、入所困難との声はきかれていない。（ショート）

○食事代があがったことにより、利用者負担額が大きくなり、個室利用のご家族より、多床室への居室替えの要望があった。(ショート)

○担当ケアマネと相談しているケースはあります。また、利用継続につながることはないですが、衣類、日常生活用用品に影響は出ています。(ショート)

【特別養護老人ホーム補足給付改定のアンケート結果】

			第1段階		第2段階		第3段階			第4段階	
	所得要件		生活保護、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		住民税非課税世帯、年金所得等80万以下		住民税非課税世帯、年金所得等80万超120万以下			左記以外	
	預金等資産要件				単身1000万、夫婦2000万	単身650万夫婦1650万	単身1000万、夫婦2000万	単身550万、夫婦1550万	単身500万、夫婦1500万		
	特養・老健引上げ額		値上げなし		値上げなし		値上げなし			月22,010円、年264,120円	月1643円、年19716円
補足給付改定による利用者の変化(特養、老健)	7月総数(人数)	8月総数(人数)	7月第1段階(300円)	8月第1段階(300円)	7月第2段階(390円)①	8月第2段階(390円)①	7月第3段階(1)①(650円)	8月第3段階(1)①(650円)	8月第3段階(2)①(1360円)	7月第4段階(1392円)	8月第4段階(1445円)
②特養(29施設)(人数)	1,482	1,445	75	64	573	506	589	218	318	268	301
率(%)		97%		85%		86%		37%	53%		111%

① 利用者総数では改定前7月の1482人から、値上げ改定後の8月では1445人と総数で▲36人(▲6%)の利用者の減少、改定による引上げがなかった第1段階(生活保護等)も7月75人から8月64人と▲11人(▲14%)の利用者の減少

② また、所得の第2段階(住民税非課税世帯、年金80万円以下)の利用者は、7月573人から8月506人で▲67人(▲12%)の減少です。

第二段階の8月は食費の値上げはありませんが、資産要件は7月まで単身1000万、夫婦で2000万まで認められていましたが、単身650万夫婦1650万以下まで引き下げられました。そのためこの要件を超えると補足給付対象外となります。この場合には、食費は一日当たり390円が1445円(基準費用額)にひきあげられ(月31650円、年間約38万円)、部屋代(多床室)も一日370円が855円に引き上げられ(月14550円、年間約17万)になります。合計で月46200円、年間55万円の値上げとなります。この度の私たちのアンケート調査では第二段階8月の減少利用者67名がこれらに相当するかどうかの詳細は分かりません。

	第2段階	
	住民税非課税世帯、年金所得等80万以下	
	単身1000万、夫婦2000万	単身650万夫婦1650万
	値上げなし	
補足給付改定による利用者の変化(特養、老健)	7月第2段階(390円)①	8月第2段階(390円)①
②特養(29施設)(人数)	573	506
率(%)		86%

② 次に、所得第3段階（住民税非課税世帯、年金所得80万超）は7月は589人で、8月改定で第3段階①（住民税非課税世帯、年金所得80万超120万円以下）218人と第3段階②（住民税非課税世帯、年金所得120万円超155万円以下）318の合計は人で減少は53人（▲9%）となっています。

第3段階①では引き上げられませんが、第3段階②が一日あたり710円、月22000万円、年間約26万円の引き上げとなりましたが7月利用者589人の5割超、利用者数は318人が（53%）あが値上げとなりました。

さらに第3段階では約53人（3%）の利用減少がありましたが、第3段階の資産要件は7月まで単身1000万、夫婦で2000万が、8月からは第3段階①は単身550万円、夫婦では1550万、第3段階②は単身500万円、夫婦では1500万まで引き下げられました。そのためこれら要件を超えた利用者は補足給付は対象外となります。この場合には、食費は一日あたり第3段階①②は食費一日あたり650円が1445円（基準費用額）に引き上げられ（月24645円、年間約29万円）、部屋代（多床室）も一日370円が855円に引き上げ（月15000円、年間約18万）になります。第3段階もこの度の私たちのアンケート調査では第2段階同様これらに相当するかどうかの詳細は分かりませんが可能性があります。さらなる聞き取りなどが必要です。

③ 4段階は補足給付の対象とならない利用者は7月の268人から8月の301人と33人増加しました。第2段階の▲67名、第3段階の▲53名の合計で120名のげんしょうとなりますが、第4段階の増加になっていないのも気がかりな結果ですが、詳細は不明です。

所得要件	第3段階		
	住民税非課税世帯、年金所得等80万超	住民税非課税世帯、年金所得等80万超120万円以下	住民税非課税世帯、年金所得等120万超
預金等資産要件	単身1000万、夫婦2000万	単身550万、夫婦1550万	単身500万、夫婦1500万
特養・老健引上げ額		値上げなし	月22,010円、年264,120円
補足給付改定による利用者の変化（特養、老健）	7月第3段階(1)① (650円)	8月第3段階(1)① (650円)	8月第3段階(2)① (1360円)
②特養（29施設）（人数）	589	218	318
率（%）		37%	53%

総数（8月-7月）の増減数	第1段階（8月-7月）の増減数	第2段階（8月-7月）の増減数	第3段階（8月-7月）の増減数	第4段階（8月-7月）の増減数
▲37	▲11	▲67	▲53	33

③ 入所者、家族の声など（特別養護老人ホーム）

- 3段階の②になったご家族からは、1か月2万以上料金が上がるため、高くなったなあ「痛いなあ」とおっしゃる方がいました。(特養)
 - 殆ど納得していただいた。(特養)
 - 負担段階が上がった利用者の家族からは、不満の声もありました。(特養)
 - 家族より負担が増えて大変だとの声が出ている。(特養)
 - 3段階②の方から食費が倍近く上がった。高くなったが仕方がない。(特養)
 - これ以上利用料が上がると利用を中止する場合があると話す家族もいました。(特養)
 - 費用が上がった人の家族は何故?との声が多かった。(特養)
 - 特に苦情はなかった。(特養)
 - 特別意見は聞いていなし。(特養)
 - なぜこんなに利用料金が上がるのか?年金で利用料と小遣いが賄えない等声がきかれる。(特養)
 - 利用増の問い合わせあり(特養)
 - どうして利用料が高くなったのかと不満の電話があった。特に第三段階②のご家族より。(特養)
 - 今後の支払いができるかが心配だと話されています。(特養)
 - 仕方のないことではあるが毎回の支払いがギリギリになる等の声が小人数ではあるが寄せられている。(特養)
 - 3段階②に変更になった方より、一度にこれほど負担が増えたことに対して支払いが大変と話されている方がほとんどである。(特養)
 - ①入居者からは特になし。②家族からは1名(3段階②に変更になった方)認定の基準や料金の詳細について問い合わせの連絡を受けた。2万円料金が上がったため驚いた。)と。(特養)
 - 今回の見直しについて、家族に説明しておりますが、特にありませんでした。(特養)
 - ご家族より限度額が代わったことへの問い合わせが数件あり。[(特養)
 - 第3段階の②の負担が大きい。(特養)
 - 第3段階の②の負担が大きい。(特養)
- ④ 支障が生じる具体事例(特別養護老人ホーム)**
- 実際に入所の継続に関して、具体的に申し出はなかったが、個室から多床室への変更希望がありました。(特養)
 - 大きな混乱はない。(特養)
 - 多床室はまだ年金で生活できると思われるがユニット型では生活できない方が出てくる。(特養)
 - 頑張れるところやってみて、ダメな時は相談しますと話されていた。(複数の方)(特養)
 - 元々3割負担の方でさらに食費も値上がりし、支払いに困難を感じると家族から相談を受けた方が1名いた。(8月に入院しそのまま退居となった。)(特養)
 - ありませんでした。(特養)
 - 年金は下がっているのに・・・」「国が決めたことであれば仕方がない」等(特養)

【老人保健施設】の補足給付改定のアンケート結果

所得要件			第1段階		第2段階		第3段階			第4段階	
			生活保護、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		住民税非課税世帯、年金所得等80万以下		住民税非課税世帯、年金所得等80万超120万以下			左記以外	
預金等資産要件					単身1000万、 夫婦2000万	単身650万 夫婦1650万	単身1000万、 夫婦2000万	単身550万、 夫婦1550万	単身500万、 夫婦1500万		
特養・老健引上げ額				値上げなし		値上げなし		値上げなし	月22,010円、 年264,120円		月1643円、 年19716円
補足給付改定による利用者の変化(特養、老健)	7月総数 (人数)	8月総数 (人数)	7月第1段階 (300円)	8月第1段階 (300円)	7月第2段階 (390円)①	8月第2段階 (390円)①	7月第3段階(1) ③(650円)	8月第3段階 (1)①(650 円)	8月第3段階(2) ①(1360円)	7月第4段階 (1392 円)	8月第4段階 (1445 円)
③老健10施設 (人数)	688	692	45	39	186	184	291	85	145	192	246

① 利用者総数では改定前7月の688人でしたから、値上げ改定後の8月では692人と総数で4人(+0.6%)増加、食費は引上げも資産要件の変更なかった第1段階(生活保護等)では7月45人から8月39人と▲6人(▲13%)の減少でした。

② また、所得の第2段階(住民税非課税世帯、年金80万円以下)の利用者は、食費の値上げはありませんが資産要件単身650万 夫婦1650万以下です。7月186人から8月184人で▲2人(▲1%)の減少です。第2段階の資産要件は7月まで単身1000万、夫婦で2000万まで認められていましたが、8月からは単身650万円、夫婦では1650万まで引き下げられました。そのためこの要件を超えると補足給付対象外となります。この場合には、食費は一日当たり390円が1445円(基準費用額)に引き上げられ(月31650円、年間約38万円)、部屋代(多床室)も一日370円が855円に引き上げられ(月14550円、年間約17万)になる可能性があります。この度の私たちのアンケート調査では第二段階8月の減少利用者2名がこれらに相当するかどうかの詳細は分かりません。

所得要件	第2段階	
	住民税非課税世帯、年金所得等80万以下	
預金等資産要件	単身1000万、 夫婦2000万	単身650万 夫婦1650万
特養・老健引上げ額		値上げなし
補足給付改定による利用者の変化(特養、老健)	7月第2段階 (390円)①	8月第2段階 (390円)①
③老健10施設 (人数)	186	184
率(%)	100%	99%

③ 所得第3段階(住民税非課税世帯、年金所得80万超)は7月は291人で、8月改定で第3段階①(住民税非課税世帯、年金所得80万超120万円以下)で食費の値上がりしなかったのは85人(29%)

にとどまりました。そして第3段階② 145人(50%)が食費が一日あたり650円、月約20150円、年間約26万円の引き上げとなっています。そして第3段階①と②で合計約61人(21%)の利用減少がありました。

この第3段階の資産要件は7月までは単身1000万、夫婦で2000万が、8月からは第3段階①は単身550万円、夫婦では1550万、第3段階②は単身500万円、夫婦では1500万まで引き下げられましたので、これらの要件を満たさない利用者は補足給付を受けられない(対象外)ことになります。この対象外となった利用者の場合、食費は一日当たり第3段階650円が1445円(基準費用額)に引き上げられ(月24000円、年間約28万円)となり、部屋代(多床室)も一日370円が855円に引き上げ(月14550円、年間約17万)増加となります。この度の私たちのアンケート調査では第2段階同様この利用者61人(21%)が対象外に相当したかどうか詳細は分かりませんが、可能性は否定できません。

所得要件	第3段階		
	住民税非課税世帯、年金所得等80万超	住民税非課税世帯、年金所得等80万超120万以下	住民税非課税世帯、年金所得等120万超
預金等資産要件	単身1000万、夫婦2000万	単身550万、夫婦1550万	単身500万、夫婦1500万
特養・老健引上げ額		値上げなし	月22,010円、年264,120円
補足給付改定による利用者の変化(特養、老健)	7月第3段階(1)①(650円)	8月第3段階(1)①(650円)	8月第3段階(2)①(1360円)
③老健10施設(人数)	291	85	145
率(%)	100%	29%	50%

対象外となった利用者の場合、食費は一日当たり第3段階650円が1445円(基準費用額)に引き上げられ(月24000円、年間約28万円)となり、部屋代(多床室)も一日370円が855円に引き上げ(月14550円、年間約17万)増加となります。この度の私たちのアンケート調査では第2段階同様この利用者61人(21%)が対象外に相当したかどうか詳細は分かりませんが、可能性は否定できません。

④ 第4段階は補足給付の対象とならない利用者は、7月の192人から8月の246人と54人増加しました。

総数(8月-7月)の増減数	第1段階(8月-7月)の増減数	第2段階(8月-7月)の増減数	第3段階(8月-7月)の増減数	第4段階(8月-7月)の増減数
4	▲6	▲2	▲61	54

⑤ 入所者、家族の声など(老人保健施設)

- 負担が増えたご家族から問い合わせが寄せられている。(老健)
- 利用料が高くなって困っているとの声が効かれます。(老健)
- 2200円料金が上がったことでこれ以上支払うことはできない。(老健)

⑥ 支障が生じる具体事例

- 少しでも料金の安い特養を申し込む入所者が出てきた。(老健)
- 家族から準備してもらっているアメニティ用品を節約したり、不足が生じる(準備できなくなる)(老健)

調査票

介護事業所の新型コロナ及び補足給付（2021年8月）見直しに係る影響調査

秋田県社会保障推進協議会 2021年10月

2. 新型コロナによる経営への影響調査

(1) 2020年5月、前年同期と比較して収益は変化しましたか？

① 減収した（ ） ② 変わらない（ ） ③ 増収した（ ）、④ その他（ ）

上記で①減収したと回答された方は減収規模をお聞きします。

1割減収（ ）、2割減収（ ）、3割減収（ ）、4割減収（ ）、5割減収（ ） 6割以上（ ）

(2) 2021年5月は、前年同期と比較して収益は変化しましたか？

① 減収した（ ） ② 変わらない（ ） ③ 増収した（ ）、④ その他（ ）

上記で①減収したと回答された方は減収規模をお聞きします。

1割減収（ ）、2割減収（ ）、3割減収（ ）、4割減収（ ）、5割減収（ ） 6割以上（ ）

(3) 新型コロナ感染問題での従業員への影響（メンタルヘルス、休暇、退職など）

【自由記載】

(4) 新型コロナ感染問題で心配される利用者・家族への影響（心配なこと）

【自由記載】

(5) 新型コロナ感染対策で国や市町村に求めることは何ですか？（複数選択可）

① マスク・消毒液等衛生資材の支給（ ）、② 減収分の補填（ ）、③ PCR検査を受けやすくする（ ）、

④ 感染者介護事業者への介護報酬引き上げ（ ）、⑤ 介護職員への手当創設（ ）、

⑥ コロナ緊急介護報酬改定での報酬引き上げ（ ）、⑦ 家賃、社会保険料など国定費への援助（ ）、

⑧ 保健所、医療機関からの援助（ ）、⑨ その他（ ）

3. 2021年8月補足給付見直しに係る影響調査

*裏面の用紙にご記入ください

*ご協力ありがとうございました。後日、アンケート結果を下記連絡先にFAXさせていただきます。ご希望の場合は下記にご記入ください。

事業所名(_____) 担当者様名(_____)

ご連絡先電話番号(_____) FAX番号(_____)

【アンケート調査票 回答先 FAX 番号】 018-832-0203

○ 7月と8月それぞれの該当者数（延数）をご記入ください。

		2021年7月現在		2021年8月現在		
第1 段階			資産(単身) < 1000万、資産(夫婦) < 2000万		資産(単身) < 650万、資産(夫婦) < 1650万	
			一日当金額	該当者数	一日当金額	該当者数
食費		300円		300円		
第2 段階			資産(単身) < 1000万、資産(夫婦) < 2000万		資産(単身) < 650万、資産(夫婦) < 1650万	
			一日当金額	該当者数	一日当金額	該当者数
	食費		390円		600円	
	部屋代	多床室	(特養等)	370円		370円
			老健、療養等	370円		370円
		従来型個室	(特養等)	420円		420円
			老健、療養等	490円		490円
ユニット型個室的多床室		490円		490円		
ユニット型個室		820円		820円		
第3 段階			資産(単身) < 1000万、資産(夫婦) < 2000万		資産(単身) < 550万、資産(夫婦) < 1550万	
			一日当金額	該当者数	一日当金額	該当者数
	食費		650円		1000円	
	部屋代	多床室	(特養等)	370円		370円
			老健、療養等	370円		370円
		従来型個室	(特養等)	820円		820円
			老健、療養等	1310円		1310円
		ユニット型個室的多床室		1310円		1310円
	ユニット型個室		1310円		1310円	
					資産(単身) < 500万、資産(夫婦) < 1500万	
				一日当金額	該当者数	
食費				1300円		
部屋代	多床室	(特養等)			370円	
		老健、療養等			370円	
	従来型個室	(特養等)			820円	
		老健、療養等			1310円	
	ユニット型個室的多床室				1310円	
ユニット型個室				1310円		
第4 段階			一日当金額	該当者数	一日当金額	該当者数
	食費		1,392円		1445円	
部屋代		・第4段階の方には負担限度額が設けられません。・食費や部屋代は施設との契約によって決まります。				
○ 今回の見直しに対する入所者・家族の声などご記入ください						
○ 見直しにより入所の継続等に支障が生じる具体事例があればご記入ください。						

ご協力ありがとうございました。

もう我慢できん!!

涙(ク)

『釣りバカ日誌』『超高速! 参勤交代』の本木克英監督 最新作

大コメ騒動



井上真央 / 立川志の輔
 三浦貴大 / 夏木マリ / 柴田理恵 木下ほうか 西村まさ彦
 吹越 満 鈴木砂羽 舞羽美海 左 時枝 工藤 遥 吉本実憂 内浦純一
 中尾暢樹 富樫 真 石橋蓮司 室井 滋

主題歌:「愛を米て」米米CLUB (Sony Music Records)

プロデューサー:岩城レイ子 プロダクション統括:木次谷良助 配給統括:増田英明 脚本:谷本佳織 音楽:田中祐人 キャスティングプロデューサー:福岡康裕 音楽プロデューサー:佐々木次彦
 ラインプロデューサー:石川貴博 アシスタントプロデューサー:谷口夏美 撮影:南野真彦 美術:倉田智子 照明:江川敏則 録音:山本研二 装飾:鎌田康男 編集:川瀬 功(J.S.E.) 監音:小林 高
 音響効果:堀内みゆき メインタイトルデザイン:赤松隆博 スタントコーディネーター:東山龍平 VFXスーパーバイザー:鎌田匡晃 スクリプター:小林加苗 俳優担当:高橋雄三 助監督:井上昌典
 制作担当:曾根 晋 プロダクションマネージャー:杉崎隆行 プロダクション協力:東映東京撮影所 製作プロダクション:エース・プロダクション 配給:ラビットハウス、エレファントハウス 協賛:池田藤範堂 YKK 北陸銀行
 監督:本木克英

健保もない! 年金もない! 明日食べるお米もない!
 <超・格差社会>を変えた、100年前の女性たちの実話!



「腹いっぱい食べさせたい!」 「家族の命を守りたい!」

1918(大正7)年、富山県の貧しい漁師町で起こった「米騒動」。日本の女性が初めて起こした市民運動ともいわれる出来事で、活躍したおかか(女房)たちにもスポットを当てた“大痛快”エンタテインメントが誕生しました! 主人公・松浦いとを演じるのは、『八日目の蝉』で日本アカデミー賞最優秀女優賞を受賞した女優・井上真央。おかかたちのリーダーのおばば役に室井滋、いとのおばあちゃんに夏木マリなど豪華女優陣に加え、

立川志の輔、柴田理恵など富山出身キャストも数多く出演。監督も富山出身、大ヒット作『超高速! 参勤交代』を手がけた本木克英。主題歌は、今年デビュー35周年を迎える米米CLUBが本作のために書き下ろした「愛を米で」。日々の暮らしを守るため、井戸端から沸き上がった女性たちの声が社会を大きく変えていく【笑いあり! 涙あり!】の実話。新年の幕開けにふさわしい本です!!

「百一年前の史実「米騒動」に基づく
大痛快”エンタテインメント!”



「コメを旅に出すな——!」

秋田上映会

3月4日(金) 上映時間1時間46分

①14:00 ~ 15:46 ②18:30 ~ 20:16

- 秋田市文化会館小ホール (☎018-865-1191)
- 料金 一般前売(18歳以上)1,000円 (当日1,300円)
- 主催/映画「大コメ騒動」を上映する会

連絡先/秋田県映画センター(☎・FAX 018-862-9978)

※マスクの着用をお願いいたします。

プレイガイド

Caoca広場(トピコ)/カワイ楽器/秋田県庁売店/加賀谷書店(茨島店・東通店)/秋田自然食品店(山王)/みどりさわやか薬局(川尻)/さわやか薬局新屋店(新屋)/しんちょう堂(外旭川)/細川レコード店(土崎)/藤原商店(追分)

予約

電話・FAX・E-mailで予約すると
前売料金で入場できます。

E-mail: akitakeneigacenter@ab.auone-net.jp

後援/秋田魁新報社・朝日新聞秋田総局・毎日新聞秋田支局・読売新聞秋田支局・ABS秋田放送・AKT秋田テレビ・AAB秋田朝日放送